

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ (第 1 回)
主なご意見

全体的事項に関すること

- 法務省の告示基準は在留管理が中心となっている。文部科学省に所管が移ることも踏まえ、新制度では「教育の観点」に軸足が置かれることが望まれる。
- 「就労」「生活」の特性をふまえ、資料の構成として、「留学」とは別建てで書くべきではないか。

教員及び職員の体制に関すること

- 大学の場合は学長や別科長等が必ずしも日本語教育に造詣が深いわけではないため、求める資質等で工夫が必要ではないか。
- 研修の体制については、学外の研修のみならず、機関内の研修や、初任者への計画的な OJT 等も認めるべき。

施設・設備に関すること

- 「就労」「生活」について、企業等のニーズを踏まえ、施設・設備の基準に柔軟性が必要ではないか。
- 「就労」「生活」について、公的施設や事業所内を利用する場合や、小規模の生徒を教える場合などがあり、施設と定員については多様性があっていいのではないか。

教育課程に関すること

- 「良い機関」は入学者の募集や選抜の入り口と、進路の出口がしっかりしている。これらを確認できる基準とすべきではないか。
- 原則 35 週にわたり授業が行われるべきとの規定について、例外がどこまで認められるか。
- 企業、地域のニーズに合わせて、どうカリキュラムを作りこむかが質のポイントである。
- 個々の生徒は学習開始時点の日本語能力や目標も多様であり、また、生活の軸足が機関にはない中で、「就労」「生活」について、B1 を目標とした 350 時間の課程を用意した上で、オーダーベースの学習ができるようにすべきではないか。
- 専門教育の科目について、専門の教員が指導する（登録日本語教員と連携しつつ）ことも認めるべきではないか。また、こういった授業では 20 人以上の授業が想定されることもある。さらに、「就労」の場合に、職務内容に関

する授業を一部実施することも考えられるのではないか。

- 「留学」について、生徒個人の目標等に応じて多様なニーズがあり、日本語能力の目標レベルや修業期間を柔軟に選択できるようにすべきではないか。
- 「就労」「生活」の遠隔授業について、3/4までではなく、フルオンラインクラスのニーズ、必要性もあるのではないか。
- 「留学」についても、災害時に学びを継続するためや、外部人材に授業に参加してもらう際にオンラインの活用のニーズがあるのではないか。

生徒への学习上・生活上の支援体制について

- 学習に困難を抱える生徒への支援体制について、機関内での体制のみならず、地域における関係各所との連携や、ICTを活用した母語支援など、幅広い取組があってもよいのではないか。
- 「就労」「生活」に求められる事業主や地方公共団体等の連携については、教育課程において重要ポイントであり、教育課程の編成において求めてもよいのではないか。
- 学生がハラスメント等について相談するため、機関を設置する法人が相談窓口を設けるなども求める必要があるのではないか。

大学の別科等に関すること

大学も制度の対象となることがわかりやすい書きぶりをすべき。

- 留学生別科はいろいろな実施形態があるなかで、どこが認定の対象となるのか、整理して示すべき。
- 留学原則 35 週に対し、留学別科は 32 週の計算か。例外として考えればよいと思われるが、例外がどこまで認められるか。

その他

- 仲介手数料については、機関へ公表を義務付けると弊害も考えられるため、自己評価の項目とすることや、国への定期報告等に入れるべきではないか。
- 現状では意味のある自己点検評価ができていない機関があり、エビデンスと共に実質的な評価を求めるべきではないか。
- 報告や手続きについて、重複による負担を最大限考慮、軽減するべきではないか。
- 帳簿の記載事項について、企業等からのオーダーベースによる授業を実施する場合、個人情報把握等がネックになることも考えられる。
- 登録日本語教員の資格をとりたくない現職教員がいた場合の対応への支援が必要ではないか。